



## (総則)

- 第1条** 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ）に基づき、仕様書等（仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「委託業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
  - 3 発注者は、委託業務に関する指示を受注者又は受注者の主任者若しくは主任技術者（以下「受注者の主任者等」という。）に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の主任者等は、当該指示に従い委託業務を行わなければならない。
  - 4 受注者は、この契約書若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、委託業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
  - 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
  - 6 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
  - 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
  - 8 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
  - 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
  - 10 発注者及び受注者は、この契約及びこの契約に基づく個別契約に関し、訴訟の提起又は調停（第28条の規定に基づき、発注者と受注者とが協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立て、その他裁判上の紛争が生じたときは、大阪地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

## (契約の保証)

- 第2条** 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
  - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
  - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関等の保証
  - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
  - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付

したときは、契約保証金の納付を免除する。

- 4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、発注者は、保証の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

#### **(権利義務の譲渡等の禁止)**

**第3条** 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、権利のうち請負代金債権に限り、あらかじめ書面による発注者の承諾を得た場合については、この限りでない。

#### **(一括再委託等の禁止)**

**第4条** 受注者は、この契約の履行について、業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、受任者が、委任し、又は請け負わせようとする受任者又は下請負人の名称、委任し又は請け負わせる業務の内容、その他発注者が必要とする事項を書面をもって発注者に通知し、発注者の承認を得て業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、この限りでない。

#### **(法令上の責任)**

**第5条** 受注者は、労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、最低賃金法その他関係法令を遵守するとともに、法令上の全ての責任を負うものとする。

#### **(特許権等の使用)**

**第6条** 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

#### **(委託業務の調査等)**

**第7条** 発注者は、委託業務の履行状況について、随時に調査し、又は受注者に対して必要な報告を求めることができる。

#### **(監督職員)**

**第8条** 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。

- 2 監督職員は、この契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が特に監督職員に委任したもののほか、仕様等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 発注者の意図する委託業務を完了させるための受注者又は受注者の主任者等に対する委託業務に関する指示
- (2) この契約書及び仕様書等の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- (3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の主任者等との協議
- (4) 委託業務の進捗状況の確認、仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の監督

#### **(主任者等の届出)**

**第9条** 受注者は、必要に応じて、現場における委託業務の管理をつかさどる受注者の主任者等を定め、受注者の主任者等及び委託業務に従事する受注者の使用人又は従業員（以下「受注者の使用人等」という。）を発注者に届け出るものとする。受注者の使用人等を変更したときも同様とする。

2 受注者の主任者等は、この契約の履行に関し、委託業務の管理及び総括を行うほか、業務委託料の変更、業務委託料の請求及び受領、第10条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを受注者の主任者等に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

#### **(主任者等に関する措置請求)**

**第10条** 発注者は、受注者の使用人等又は第4条の規定により受注者から委託業務を委任され、若しくは請け負った者が委託業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から起算して10日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から起算して10日以内に受注者に通知しなければならない。

#### **(受注者の使用人等に対する補償)**

**第11条** 受注者の使用人等が、委託業務の履行に当たり、事故等により、負傷し、又は死亡することがあっても、発注者はこれに対し補償等一切の責任を負わないものとする。

#### **(損害賠償責任)**

**第12条** 受注者は、受注者の使用人等の風紀、規律等について一切の責任を負い、これらの者が委託業務の履行に当たり故意又は過失によって、発注者の所有又は保管する物品並びに不動産に損害を与えたときは、発注者の指示に従って、その損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、委託業務の履行に伴い第三者に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

3 前項の場合その他委託業務の履行について第三者との間に紛争が生じたときは、受注者がその費用負担において解決に当たる。

#### **(検査)**

**第13条** 受注者は、必要に応じて、実施した作業内容、従事した受注者の使用人等の従事者名簿を記録し、遅滞なく発注者に提出し、発注者の検査を受けなければならない。

2 発注者は、前項の検査において受注者の立会いを求めることができる。この場合において、受注者は、検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

3 受注者は、第1項の規定による検査の結果不合格になったときは、直ちに必要な措置を講じ、再検

査を受けなければならない。

#### (業務委託料の支払)

**第14条** 受注者は前条の検査に合格し、その実施した委託業務について発注者の完了確認を受けた後、書面をもって業務委託料の支払いを請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による請求をするときは、48回を限度として請求することができる。
- 3 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に業務委託料を支払わなければならない。ただし、箕面市災害時における特別対応に関する条例（平成24年箕面市条例第1号）第10条の規定に基づき、発注者が請負代金の支払いの期間を延長するよう受注者に求めたときは、受注者は、当該請求に応じるよう努めるものとする。
- 4 発注者は、自己の責めに帰すべき事由により、前項の規定による契約金額の支払が遅れたときは、当該未支払金額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を受注者に支払わなければならない。

#### (業務内容の変更、中止等)

**第15条** 発注者は、受注者に対して書面による通知により委託業務の内容を変更し、又は委託業務の全部若しくは一部の履行を一時中止させることができる。

- 2 前項の場合において、履行期間又は業務委託料を変更する必要が認められるときは、発注者の指示又は発注者の査定額によるものとし、書面によりこれを定めるものとする。
- 3 発注者は、第1項の場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとし、その賠償額は発注者と受注者とで協議して定める。

#### (物価等の変動に基づく業務委託料の変更)

**第16条** 発注者又は受注者は、履行期間内に物価等の変動により作業材料、労働賃金等に増減が生じた場合であっても、委託業務の内容又は業務委託料は変更しないものとする。ただし、予期することのできない非常の事態が発生したため、変更しないことが著しく不相当であると認められる場合は、相手方に対して書面により委託業務の内容又は業務委託料の変更を求めることができる。

#### (臨機の措置)

**第17条** 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
- 3 発注者は、災害防止その他委託業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して、臨機の措置をとることを求めることができる。この場合、受注者は直ちにこれに応じなければならない。
- 4 第1項及び第3項に規定する措置に要した経費のうち業務委託料に含めることが不相当と認められる経費については、発注者と受注者とで協議のうえ、これを発注者が負担する。

#### (不履行責任)

**第18条** 受注者は、委託業務の履行において、契約条項又は仕様書等に定められたとおり履行できなかったときは、遅滞なく発注者に報告しなければならない。

- 2 発注者は、前項の場合においてその理由が受注者の責めに帰すると認めるときは、受注者に対して、違約金を請求することができる。
- 3 前項の違約金の額は発注者の査定額によるものとする。

#### (発注者の任意解除権)

**第 19 条** 発注者は、次の各号によるもののほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- (1) 次条又は第 20 条の 2 の規定に該当するとき
- (2) 翌年度以降の発注者の歳出予算において、受注者に支払うべき代金のための予算が減額され、又は削除されたとき

#### (発注者の解除権)

**第 20 条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。
  - (2) 受注者の責めに帰する理由により契約期間内に業務を完了しないとき、又は完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
  - (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第 3 条の規定に違反して、本契約から生じる債権を譲渡したとき。
  - (2) 受注者の債務の全部の履行が不能であるとき。
  - (3) 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (4) 受注者が債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
  - (5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
  - (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
  - (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に本契約から生じる債権を譲渡したとき。
  - (8) この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
  - (9) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。
  - (10) 第 22 条の規定によらないで受注者からこの契約の解除の申し入れがあったとき。

(11) 第4条の規定により、発注者から委任又は下請契約の解除を求められた場合において、受注者がこの求めに応じなかったとき。

(12) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等又は経営に事実上参加している者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ウ 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。

エ 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 第4条の規定により第三者に委任し、又は請け負わせようとするときの契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからエに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

3 次に掲げる場合には、発注者は、第1項の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

(1) 債務の一部の履行が不能であるとき。

(2) 受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

**第20条の2** 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。

(2) 独占禁止法第7条第1項若しくは第2項（同法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは同条第3項、同法第17条の2又は同法第20条第1項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。

(3) 独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は同法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同条第10項の規定により納付命令を受けなかったとき。

(4) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。

(6) 第4条の規定に違反したとき。

**(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)**

**第 21 条** 第 20 条又は前条に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

**(受注者の解除権)**

**第 22 条** 受注者は、発注者がこの契約に違反し、それにより業務を完了することが不可能となったときは、書面をもって発注者に通告することによって、この契約を解除することができる。ただし、受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。解除することができる場合において、発注者に未払となっている契約代金があるときは、受注者の発注者に対する当該契約代金及びこれに係る年 3 パーセントの割合による遅延利息の請求を妨げない。

**(契約が解除された場合等の違約金)**

**第 23 条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、違約金として、契約金額の年額相当額の 100 分の 5 に相当する額を、発注者の指定する日までに、発注者に支払わなければならない。

- (1) 第 20 条の規定によりこの契約が解除された場合
  - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
  - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第 1 項の場合において、第 2 条第 1 項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 4 第 1 項及び前項の規定による違約金の支払いは、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。
- 5 第 1 項（第 2 項の規定により第 1 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）又は前項に定める場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び前項の規定は適用しない。
- 6 受注者は、この契約により、発注者に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を発注者の指定する期限内に納付しないときは、指定期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ債務額に対して年 3 パーセントの割合で算出した金額を遅滞料として併せて発注者に納付しなければならない

**(賠償額の予定等)**

**第 24 条** 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として契約金額の総額の 100 分の 20 に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、業務が完了した後も同様とする。

- (1) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。

- (2) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は 独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同条第10項の規定により納付命令を受けなかったとき。
  - (3) 第20条の2第4号に規定する刑が確定したとき。
  - (4) 第20条の2第5号に該当したとき。
- 2 受注者が第4条の規定に違反し、業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせたときは、受注者は、契約金額の総額の100分の10に相当する額を発注者が指定する期間内に支払わなければならない。前項後段の規定は、この場合について準用する。
- 3 前2項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が前2項に規定する賠償額を超えるときは、受注者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

#### (遅延利息の請求)

- 第25条** 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その未払金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)を乗じて計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数又は全額を切り捨てる。以下「支払遅延防止法の率により計算した額」という。)で計算した額の遅延利息の支払いを受注者に請求することができる。
- 2 発注者の責に帰すべき理由により第14条の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、その未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法の率により計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

#### (賠償金等の請求)

- 第26条** 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その未払金額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで支払遅延防止法の率により計算した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは請求する。
- 2 前項の請求をする場合には、発注者は、受注者に対して、遅延日数につき支払遅延防止法の率により計算した額の延滞金を請求する。

#### (秘密の保持等)

- 第27条** 受注者は、委託業務を履行するにあたり知り得た発注者若しくは発注者の関係者の秘密事項若しくは情報又は発注者の所有する個人情報的一切第三者に漏らしてはならない。又この秘密保持等の義務は、この契約終了後も継続するものとする。
- 2 受注者は、受注者と受注者の使用人等及び受注者の使用人等間の紛争等による影響を発注者に与えてはならない。

#### (紛争の解決)

- 第28条** この契約書の各条項において発注者と受注者とで協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他契約に関して発注者と受注者との間に紛争が生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあ

っせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とで協議して特別の定めをしたものを除き、発注者と受注者それぞれが負担する。

2 前項の規定にかかわらず、受注者の使用人等の委託業務の実施に関する紛争、受注者の使用人等又は受注者から業務を委任され、又は請け負った者の委託業務の実施に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第10条第2項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、第1項のあっせん又は調停の手続を請求することができない。

3 第1項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

#### （消費税等額の変動）

**第29条** この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約をなんら変更することなく契約金額に相当額を加減して支払う。

#### （予算の減額又は削除に伴う特約）

**第30条** この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、発注者の歳出予算の当該金額について減額又は削除があったとき、発注者は、この契約を変更又は解除することができる。

#### （補則）

**第31条** この契約に定めのない事項については、箕面市契約規則、箕面市会計規則及び関係諸法令の規定に従うものとし、その他は必要に応じて発注者と受注者とが誠実に協議して定めるものとする。

### 業務委託料の内訳等

業務委託料の内訳は、次のとおりとする。

#### （年度別内訳）

- ・令和3年度（令和3年10月1日から令和4年3月31日まで）  
年度額 金 円（消費税及び地方消費税を含まず。）
- ・令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）  
年度額 金 円（消費税及び地方消費税を含まず。）
- ・令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）  
年度額 金 円（消費税及び地方消費税を含まず。）
- ・令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）  
年度額 金 円（消費税及び地方消費税を含まず。）
- ・令和7年度（令和7年4月1日から令和7年9月30日まで）  
年度額 金 円（消費税及び地方消費税を含まず。）

## 特定個人情報の取扱いに係る特記事項

### (基本的事項)

第1条 受注者は、本件業務の履行に当たり、特定個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱うことができる業務従事者を選任しなければならない。

2 前項の業務従事者は、次に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

①本件業務の履行に当たり、受注者の責任において特定個人情報の取扱いに関する基礎的な教育及び研修を受けたか、又は同等の知識を有すると認められる者であること。

②本契約において委託者が受注者に義務付ける情報の保護の遵守に関する誓約の内容を十分に理解した上で当該誓約書の提出が可能な者であること。

### (秘密の保持)

第2条 受注者は、本件業務の履行により知り得た委託者の情報を他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本契約が期間満了、解除等により終了した後においても、同様とする。

### (業務従事者への周知)

第3条 受注者は、本件業務の履行により知り得た委託者の情報を他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを業務従事者に指導しなければならないが、かつ、受注者も業務従事者から当該情報の提供を求めてはならない。本契約が期間満了、解除等により終了した後においても、同様とする。

### (適正管理)

第4条 受注者は、本件業務に係る特定個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止その他特定個人情報の適正な管理のため、本件業務の遂行の際に出力した特定個人情報の記載された書類（以下「書類」という。）であって使用の目的が遂げられた書類を即時に裁断しなければならない。

2 受注者は、前項の対応が困難である場合は、委託者との協議により書類の一次保管場所を定め、委託者との協議により決定した頻度で一次保管した書類の一切を裁断し、その裁断作業を行った時間、作業者を記録し、委託者に報告しなければならない。

3 受注者は、理由の如何に関わらず、委託者の許可無く書類を保管してはならない。

### (収集の制限)

第5条 受注者は、本件業務の履行のために特定個人情報を収集するときは、本件業務の履行に必要であり委託者の指定した範囲内で、適法かつ委託者の指定した手段により行わなければならない。

(利用の制限)

第6条 受注者は、本件業務の履行に必要となる範囲を超えて、特定個人情報を検索、閲覧、利用、抽出、保存をしてはならない。

(調査等)

第7条 委託者は、受注者が本件業務の履行に当たり取り扱っている特定個人情報の状況について、随時調査及び確認をすることができる。

(事故発生時における報告)

第8条 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、その旨を速やかに委託者に報告し、その指示に従わなければならない。本契約が期間満了、解除等により終了した後においても、同様とする。

(損害賠償)

第9条 受注者は、本件業務の履行により知り得た個人情報を漏洩したことにより、委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。受注者がこの特記事項に違反したことにより委託者又は第三者に損害を与えたときも、同様とする。

(業務従事者への罰則の教示)

第10条 受注者は、業務従事者又は業務従事者であった者が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び箕面市個人情報保護条例第28条及び第29条に規定する違反行為をしたときは、同法及び同条例による罰則の適用対象となることを教示しなければならない。